

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第134条第2項
許認可等の種類	市町村立各種学校の設置等の認可
法令の定め	学校教育法第134条第2項 学校教育法施行規則第190条～第191条 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号） 学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）第44条～第47条
審査基準	
標準処理期間	総期間 各種学校の設置 4月 設置者の変更 4月 各種学校の廃止 1月
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係 (電話番号：011-231-4111 内線35-711)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。